

23年6月改正法	現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）
23年3月改正法	国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成23年法律第12号）
改正法令	法人税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第196号）
改正法規	法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成23年財務省令第30号）
改正措令	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成23年政令第199号）
改正措規	租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成23年財務省令第35号）
法	23年6月改正法による改正後の法人税法
法令	改正法令による改正後の法人税法施行令
法規	改正法規による改正後の法人税法施行規則
措法	23年6月改正法による改正後の租税特別措置法
措令	改正措令による改正後の租税特別措置法施行令
措規	改正措規による改正後の租税特別措置法施行規則
旧法	23年6月改正法による改正前の法人税法
旧法令	改正法令による改正前の法人税法施行令
旧法規	改正法規による改正前の法人税法施行規則
旧措法	23年6月改正法による改正前の租税特別措置法
旧措令	改正措令による改正前の租税特別措置法施行令
旧措規	改正措規による改正前の租税特別措置法施行規則
総合特区法	総合特別区域法（平成23年法律第81号）

（注）この説明書は、平成23年7月8日現在の法令に基づいて作成しています。

# 目 次

I	雇用促進税制の創設	1
II	環境関連投資促進税制の創設	4
III	国際戦略総合特別区域に係る税制の創設	
1	国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	7
2	国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例	10
IV	認定研究開発事業法人等の課税の特例の創設	12
V	中小企業者等の法人税率の特例の延長	14
VI	その他主要な改正事項	
1	棚卸資産の切放し低価法の廃止	15
2	仮決算をした場合の中間申告書の提出に係る見直し	15
3	清算中法人等の株式等に係る評価損の損金不算入	16
4	複数の大法人の100%子法人等に対する中小企業向け特例措置の適用の見直し	16
VII	その他の改正	
1	減価償却制度に関する改正	18
2	税額の計算に関する改正	24
3	準備金制度に関する改正	25
4	資産譲渡の場合の課税の特例制度に関する改正	25
5	国際課税に関する改正	28
6	その他の改正	30

## 【この説明書の構成等について】

- 1 この説明書では、平成23年6月30日に公布・施行された「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」により改正された法人税関係の法令の概要について説明しています。
- 2 このうち主要な改正項目を「I 雇用促進税制の創設」から「VI その他主要な改正事項」までに大区分した上で、その大区分の順に沿って説明しています。
- 3 大区分の中に主要な改正項目などのトピックスがある場合には、大区分をさらに「1 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除」といった中区分に区分し、その中区分ごとに説明しています。
- 4 それぞれの主要な改正項目の説明に当たっては、措置された制度の概要についてイメージ図や算式等を交えています。また、[申告に当たっての注意点]を設け、措置の適用を受けることのできる法人、適用を受けるための要件、申告や申請等の手続等の主な注意点を説明するとともに、[適用時期]において、措置の適用関係について説明しています。
- 5 主要な改正項目以外の改正事項について、「VII その他の改正」において表形式により説明しています。  
 表のうち、改正の内容については、それぞれの改正事項ごとに、①制度の適用を受けるための要件や制度の適用を受ける場合に適用される償却率等の主な改正点と、②制度の適用期限の延長（又は廃止）に関する改正点とに区分し、下記の【説明例】のとおり記載していますので、ご注意ください。  
 なお、制度の適用期限の延長に関する改正点については、次のように整理しています。

（制度の適用期限の延長に関する改正点について）

平成23年の3月の税制改正においては、租税特別措置法（法人税関係）のうち適用期限が平成23年3月31日をもって終了する全ての制度について、平成23年3月にその適用期限を同年6月30日まで3ヶ月延長する改正が行われ、このうち、制度が廃止とされたもの以外については、平成23年6月の税制改正において、さらにその適用期限を延長する改正が行われています。

この説明書では、平成23年3月の改正に係る説明を省略し、2つの改正が行われた結果、適用期限がいつまで延長されたのかを記載することとしています。

## 【説明例】

改正事項	改正の内容	適用時期等
<b>(11) 共同利用施設の特別償却</b> （措法44の3①、68の24①、平成23年6月改正法附則53④、68④）  （措法44の3①、68の24①）	○ 共同利用施設に係る特別償却率が6%（改正前8%）に引き下げられました。  ○ 適用期限が平成24年3月31日まで1年延長されました。	平23.6.30以後に取得等をする共同利用施設について適用され、同日前に取得等をした共同利用施設については、従来どおり適用されます。  —